

## 利用規約

### ◎第1条(適用範囲)

1.当宿泊施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2.当宿泊施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、その特約が優先するものとします。

### ◎第2条(宿泊契約の申込み)

1.当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

①宿泊者氏名

②宿泊日及び到着予定時間

③宿泊者の電話番号等連絡先

④その他当宿泊施設が必要と認める事項

2.宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約申込みがあったものとして処理します。なお、お客様から提供いただいた個人情報は、原則、お客様の承諾なく第三者に開示することは一切ございません。ただし、以下の場合には、お客様の個人情報を第三者に開示することがあります。

・警察や裁判所等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けたとき。

・その他、お客様・当宿泊施設・第三者にとって重大かつ緊急の必要があるとき。

### ◎第3条(宿泊契約の成立等)

1.宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込金を当宿泊施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3.前項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊施設がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

### ◎第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1.前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当宿泊施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合又は当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

◎第5条(宿泊契約締結の拒否)

当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
2. 満室(員)により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
5. 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)または、その関係者、その他反社会的勢力であるとき。
6. 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その団体であるとき。
7. 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
8. 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
9. 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつては同様な行為を行なったと認められるとき。
10. 天災、施設の故障、交通機関の欠航等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
11. 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、あるいは他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

◎第6条(宿泊者の契約解除権)

宿泊者は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

1. 当宿泊施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により施設が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、第16条に掲げるキャンセル料を申し受けません。ただし、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊者が宿泊契約を解除したときのキャンセル料の支払義務について、当宿泊施設が宿泊者に告知したときに限ります。
2. 当宿泊施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし無断キャンセルとして処理することがあります。

●第7条(当宿泊施設の契約解除権)

当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

1. 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは最良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
2. 宿泊者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
3. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
4. 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす可能性があるとき、あるいは他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
5. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)または、その関係者、その他反社会的勢力であるとき。
6. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その団体であるとき。
7. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
8. 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
9. 宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
10. 当宿泊施設の定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
11. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

●第8条(宿泊の登録及び支払い)

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当宿泊施設において、次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- ② 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日出発日及び出発予定時刻
- ③ その他当宿泊施設が必要と認める事項

2. 宿泊者が料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

3. 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

●第9条(客室の使用時間)

1. 宿泊者が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、当施設が掲げるチェックイン時間からチェックアウト時間までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着時刻及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。(1時間単位で基本室料金の10%を加算)

●第10条(利用規則の遵守)

宿泊者は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて掲示した利用規則に従っていただきます

●第11条(宿泊継続の拒絶)

1. 当宿泊施設は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。第5条3号から第11号までに該当することとなったとき。

2. 前条の利用規則に従わないとき。

●第12条(宿泊に関する当宿泊施設の責任)

1. 当宿泊施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当宿泊施設のチェックインを行った時に始まり、宿泊者が出発するため退出した時に終わります。

2. 当宿泊施設の責に帰すべき理由により宿泊者客室の提供ができなくなったときは天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいたしません。

3. 当宿泊施設は宿泊契約及びこれに関連する契約にあたり宿泊者に損害を与えたときはその損害を賠償します。(但し、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。)

●第13条(寄託物等の取扱い)

宿泊者が、当宿泊施設内にお持込になった物品であって、当宿泊施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設はその損害を賠償責任保険により賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては15万円を限度として当宿泊施設はその損害を賠償します。

●第14条(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後法令に基づき取り扱いいたします。但し該当物品を宿泊者が放置したと施設が判断した物品は破棄されたものとして処理します。

2. 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、前条の規定 に準じるものとします。

◎第15条(駐車の責任)

宿泊者が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

宿泊約款

◎第16条(宿泊者の責任)

宿泊者の故意又は過失により当宿泊施設及び第三者が損害を被ったときは、当該宿泊者は当宿泊施設及び第三者に対し、その損害を賠償していただきます。

◎第17条(キャンセル規定)

宿泊日から起算して

5日前以降 宿泊料金の100%

10日前以降 宿泊料金の80%

14日前以降 宿泊料金の50%

30日前以降 宿泊料金の20%

キャンセル金に関しては第3条に明記する申込金の全額または一部を充当するものとする。申込金の不足になる未納が発生する場合は、契約者に支払いの義務が生じるものとする。なおキャンセル料の支払いは契約日から1週間後を期日とする。

愛犬同伴でのご利用・ご宿泊にあたり、下記を厳守していただきます。全てのお客様に気持ちよくお過ごしいただくために下記の規約をご一読いただき、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 1.室内犬体重15kg以下の小型犬・中型犬であること。(ご旅行前にシャンプーをお済ませください)
- 2.愛犬以外の他のペット(猫・小動物など)の同伴はしないこと
- 3.1匹を想定したお部屋ですが、2匹まで同伴いただくことも可能です。
- 4.過去1年以内に「狂犬病」「5種混合」等のワクチン接種を済ませていること。
- 5.生後1年以上で、最低限のしつけをしていること。(トイレ・無駄吠え・飛びつき・破壊など)
- 6.妊娠およびヒート(生理)中の愛犬のご宿泊はご遠慮ください。
- 7.ご宿泊施設内でマーキングや排泄をしてしまった場合は、各自ご用意していただいた清掃用具で飼い主様が清掃していただくようお願いいたします。
- 8.ご宿泊施設内に入る前に愛犬の足を拭いてからご入室ください。(濡れタオル等事前のご用意をお願いします。)
- 9.鳴き声が他のお客様の迷惑にならないよう、十分にご注意ください。
- 10.室内では必ずゲージに入れてください。室内のベッドの上、ソファの上のご利用はご遠慮いただいております。プールやお風呂場・2階寝室の共用部にはお連れいただけません。
- 11.アメニティは1匹を想定としたペット用ゲージ、ペットシート、水飲みをご用意いたします。愛犬のお食事・タオル等のご用意はございませんので、日常ご使用のものを各種ご持参ください。
- 12.愛犬が無駄吠えやマウンティングなどの行動を起こした場合は、速やかに制止してください。
- 13.室内に愛犬のみのお留守番は極力お控えください。(お留守番時の事故等に関しては、弊社・ご宿泊施設では一切の責任を負いかねます。)
- 14.チェックアウトの前には、簡単なローラー等で抜け毛をとり、トイレの始末や消臭スプレーなど最低限のお掃除をしていただくようお願い致します。
- 15.ペットの緊急用救急薬は飼い主様がご準備ください。
- 16.迷子を防止するために、首輪に迷子札等を装着ください。
- 17.万一、愛犬が粗相をされましたらご宿泊施設までご報告をお願い致します。
- 18.愛犬が原因の施設や家具・備品などの損傷・汚損については相当額を請求させていただきますので、予めご了承ください。
- 19.ご宿泊の他のお客様・ご宿泊施設の方等に危害を加えた場合、その損害賠償及び治療費等をご請求させていただきますのでご了承ください。
- 20.お申込内容に虚偽があった場合や、ご滞在中に本規約に違反された場合は、ご宿泊をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

21.万が一、他のお客様や犬、お客様の持ち物に危害・損害を与えた場合、当事者同士で責任を持って対応してください。弊社・ご宿泊施設では責任を負いかねますので、予めご了承ください。